

2021（令和3）年8月11日

厚生労働省
厚生労働大臣 殿

2022（令和4）年度
障害福祉・障害者雇用対策関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏伸
〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6階
TEL 03-3545-3380/asj@autism.or.jp
(担当 大岡)

日ごろよりの自閉スペクトラム症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進・理解に向けてのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、重度の知的障害を伴う方から高機能・アスペルガー症候群と呼ばれる方まで、全ての ASD 当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。近年では、障害特性に由来する個々の状態像の多様化や年齢層の広さ等、支援ニーズが大きく広がってきたとの認識のもとで、施策の多様化や支援事業者の増加も得られました。しかしながら、依然として積み残された課題および新たに顕在してきた課題も少なくありません。

その様な現状を踏まえて、次年度の予算に対して、弊協会から特に喫緊の課題となる以下の点について要望いたします。

1. 自閉症スペクトラムを中心とした発達障害の特性を持つ人に対する支援力の高い人材の育成
2. 強度行動障害状態の児者への支援の抜本的強化
3. 適切な障害支援区分等の見直し
4. 親亡き後に向けた対応強化
5. 事業所における支援内容に関する適切な評価方法の確立
6. 自閉症スペクトラムを含む発達障害者が働く一般職場の雇用管理の改善の取り組み強化

1. 自閉症スペクトラムを中心とした発達障害の特性を持つ人に対する支援力の高い人材の育成

- (1) 支援力が高い支援者を確保できるようにしてください。
- (2) 支援力が高い人とはどのような能力を有する人なのか、また、そういう人を育成するためにはどのようなプログラムが良いのかの研究してください。
- (3) 福祉関係の専門学校や大学の関連学科のカリキュラムにおいて、知的障害および自閉症スペクトラムを中心とした発達障害に関する学習内容を強化してください。

2. 強度行動障害状態の児者への支援の抜本的強化

(1) 状態が極めて深刻で、現在の生活を継続することが困難な状況にある人がいます。自傷・他害・破壊行動などの行動を防ぐために常時、付き添いを必要とする状況が継続している場合、その人の介護を家族だけが担うことは困難です。現在の障害者と事業者間の契約という仕組みでは、そうした人の受け入れが広がりません。そのような状態の障害児者ほど事業者も病院も敬遠します。また、どんな状態の障害者も受け入れるという民間の施設や病院の生活状態は問題が多いことが少なくありません。状態が深刻な障害児者ほど支援が優先される仕組みを構築してください。その際、最終受け入れ先が特定の施設に集中することがないようにしてください。

(2) 予防的支援の強化

強度行動障害のハイリスク障害児者が存在します。そのような人は、現状は一定の安定した生活をしていても強度行動障害のリスクを抱えており、安定した生活を維持するには支援力の高い支援者と個々に合わせた物理的環境が必須です。こうした予防的支援ができる人材と環境を確保できるようにしてください。

特に学校という教育現場が強度行動障害の原因となるケースが多いと認識しており、文科省と連携し、この問題への取り組みを強化していただきたい。

3. 適切な障害支援区分等の見直し

(1) 現在運用されている障害支援区分については、自閉症スペクトラムおよび重度知的障害の特性を持つ人が実際の支援の困難度と比べて低い支援区分に認定されています。こうした区分の認定項目の見直しを行ってください。

(2) 児童発達支援の「個別サポート加算」の適用に関する基準の内容および運用について、自閉症スペクトラムの特性を持つ児の困難度の評価が適切に反映されるようにしてください。

4. 親亡き後に向けた対応強化

(1) 自閉症スペクトラムおよび重度知的障害の特性のある人の受け入れるグループホームが増えるようにしてください。

① 支援の難しさに見合った支援区分の見直しを行い、受け入れ事業者が増えるようにしてください。

② 休日に必要があれば生活介護、就労継続支援 B 型や外出支援などを利用しやすい状態となるよう整備を進めてください。休日の報酬単価の低さが利用しにくさの原因であれば引き上げてください。

③ 日中サービス支援型については、行動面での支援が必要な利用者に対して、日中に活動を伴う支援を受けやすいようにしてください。報酬の低さや設備要件が、事業者が少ない要因であれば見直してください。

④ サテライトについて、利用可能期間の制限を撤廃してください。

(2) 障害者入所施設については、全国的に待機者が多いことから削減方針を見直し、適切な支援を行うことができる事業所を増やしてください。

5. 事業所における支援内容に関する適切な評価方法の確立

第三者評価の多くは外形的な内容が中心になっています。

- (1) 第三者評価は、障害理解と適切な支援内容であるかなど質に重点を置いたものとしてください。
- (2) 第三者評価にかかる事業所の負担が過大（事務的な負担と、費用）とされています。利用者利益につながるものにしてください。

6. 自閉症スペクトラムを含む発達障害者が働く一般職場の雇用管理の改善の取り組み強化

一般職場で働く自閉症スペクトラムを含む発達障害者の雇用継続のためには、多くの場合、働きにくさの原因となっている職場の改善が求められます。しかし、現実には職場に問題があるにもかかわらず、企業側はそこには手をつけず、本人側の問題として処理されることが多いと認識しています。一般職場で働く自閉症スペクトラムを含む発達障害者が増えていることに鑑み、この課題への取り組みを強化してください。

以上